

# 名古屋市権利擁護支援協議会ニュース

発行者(事務局)：名古屋市成年後見あんしんセンター TEL(052)856-3939 FAX(052)919-7585  
ホームページ <http://www.nagoya-seinenkouken.jp/>

## 第1回権利擁護支援“協議会”を開催しました：令和2年11月9日

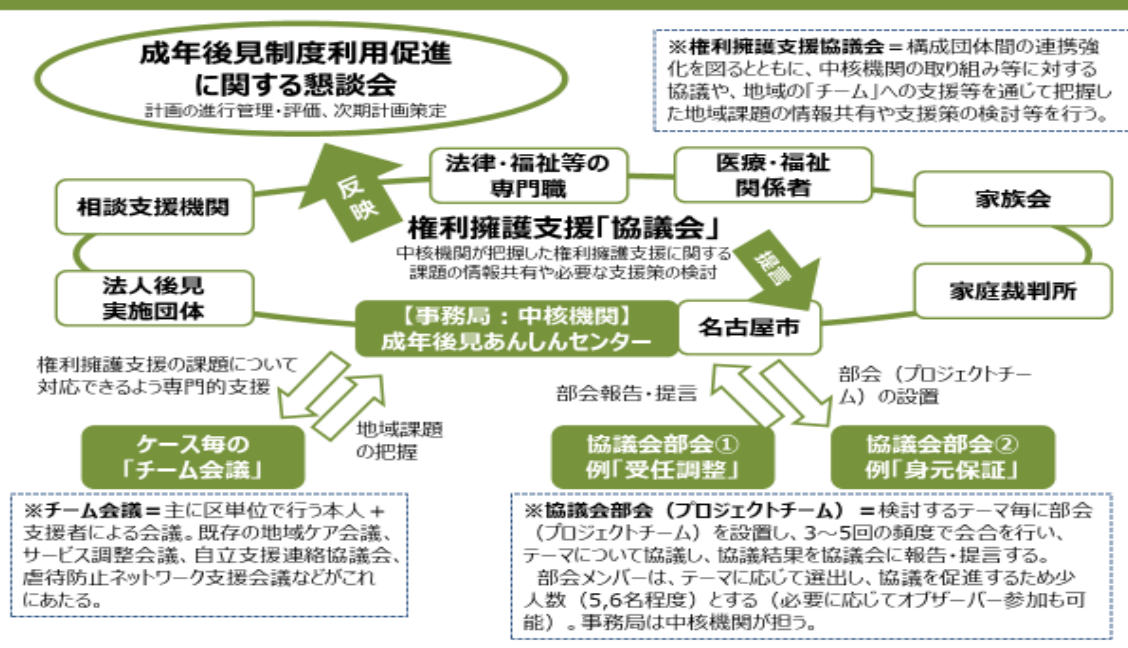
名古屋市成年後見制度利用促進計画に位置づけられた“協議会”を令和2年11月9日（月）に名古屋市総合社会福祉会館にて開催しました。名古屋市における権利擁護支援協議会は、構成団体間の連携強化を図るとともに、中核機関（成年後見あんしんセンター）の取り組み等に関する協議や、地域の「チーム」への支援等を通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討等を行うことを目的としています。

また、具体的な地域課題に関する検討を行うため、部会を検討テーマ別にメンバー選出し、期間を定めて設置します。部会で検討された内容を協議会にて報告し、市懇談会（市成年後見制度利用促進計画の進捗管理）への反映や名古屋市に提言することになります。このように協議会を通じて、権利擁護支援の体制づくりに努めます。



- <協議会構成団体>
- ・愛知県弁護士会
  - ・愛知県司法書士会
  - ・愛知県社会福祉士会
  - ・愛知県行政書士会
  - ・名古屋税理士会成年後見支援センター
  - ・社労士成年後見センター愛知
  - ・蒼の会（法人後見団体）
  - ・名古屋市社協（いきいき支援センター担当）
  - ・北区障害者基幹相談支援センター
  - ・名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
  - ・愛知県医療ソーシャルワーカー協会
  - ・認知症の人と家族の会愛知県支部
  - ・名古屋手をつなぐ育成会
  - ・名古屋市精神障害者家族会連合会
  - ・名古屋家庭裁判所（オブザーバー）
  - ・名古屋市（事務局）
  - ・名古屋市成年後見あんしんセンター（事務局）

## 地域連携ネットワーク「協議会」の位置づけ



## 名古屋市成年後見制度利用促進計画とは

本市では、支援が必要な人に適切に成年後見制度を含めた権利擁護支援を行い、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、本計画が策定されました。なお、本計画は、「なごやか地域福祉2020（名古屋市地域福祉計画、名古屋市社協地域福祉推進計画）」との整合性を図り、連携した取り組みを進めることとなっています（計画期間令和2～6年度）。

本計画では、①権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり、②中核機関の設置、③協議会の設置、に取り組む方針としています。計画の詳細は、名古屋市ホームページ↓をご覧ください。

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-4-23-0-0-0-0-0-0.html>



### 名古屋市成年後見あんしんセンター運営事業内容

- ① 成年後見制度に関する専門相談・申立支援
- ② 成年後見制度に関する広報・啓発
- ③ 市民後見人候補者養成研修事業
- ④ 市民後見人候補者バンクの設置・運営
- ⑤ 市民後見人の受任調整
- ⑥ 市民後見人の後見活動への支援及び監督
- ⑦ 成年後見制度に関わる機関・団体との連携
- ⑧ 市長申立事務
- ⑨ 成年後見制度における法人後見活動の支援
- ⑩ 親族後見人等の活動支援・相談対応（新）
- ⑪ 後見人等候補者の受任調整（新）
- ⑫ 協議会の運営（新）

### 地域課題に関する意見交換

第1回協議会では、市計画策定に向けて協議してきた昨年度までの議論に加えて、当日、各委員より様々な課題について発言いただきました。

<主な地域課題に関するご意見>

- ・本人・支援者への制度理解・啓発について
- ・親亡き後、身寄りのない方への対応について
- ・親族後見人や法人後見の受任について
- ・身元保証や医療同意について
- ・後見人等の受任調整について
- ・後見人を含めた支援者の意思決定支援について

以上のような課題について、今後、部会を通じて具体的に検討していきます。

### TOPIC 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が公表されました

利用者がメリットを実感できる成年後見制度・その運用のためには、後見人がその裁量において行う後見事務が意思決定支援の考え方に沿って行われる必要があります。そのため、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）で意見交換し、令和2年10月30日ガイドラインが公表されました。意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動です。意思決定支援の原則として、①全ての人は意思決定能力があることが推定される。②本人が意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。など重要なポイントが示されています。今後、後見人だけでなく、あらゆる支援者が権利擁護支援に取り組む際に基盤となる重要な内容となっていますので、研修などでこのガイドラインを取り上げていきたいと思っています。ガイドラインは厚生労働省ホームページから→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

【あとがき】本ニュースを今後、権利擁護支援協議会の内容の報告や、権利擁護支援に関する情報を市民・関係者へお伝えすることを目的に発行します。次回の協議会は、令和3年3月を予定しています。（あんしんセンター）